

## 仙北市空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図るための空き家情報登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家情報登録制度とは、仙北市内に存する空き家に関する登録及び空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する登録を通して、空き家登録者及び利用希望者に対して情報提供を行うことをいう。
- (2) 所有者とは、当該空き家に係る所有権者で、賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 情報提供とは、空き家及び利用希望者に関する情報で、空き家登録者又は利用希望者に対して有用な情報を提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報登録制度以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申し込み等)

第4条 空き家情報登録制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者（以下「申込者」という。）は、仙北市空き家情報（新規・継続）登録申請書（様式第1号）に、市税の滞納がないことの証明書（申請日前1月以内に発行されたもの）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 斡旋や仲介等を目的とした空き家に関する登録は認めない。
- 3 市長は、第1項の規定による登録の申し込みがあった場合、その内容等を確認の上、適当と認めたときは、仙北市空き家情報登録台帳（以下「空き家情報登録台帳」という。）に登録しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による登録の可否の結果を、当該申込者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができる。
- 6 空き家情報登録台帳は、年度更新することとし、登録された年度の翌年度以降の登録を希望する申込者は、年度を超えるごとに第1項に定める申し込みをしなければならない。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（この要綱において「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、登録事項変更等届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家情報の登録の抹消)

第6条 市長は、空き家情報の登録について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともにその旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家情報の登録の抹消の届出があったとき。
- (2) 申し込み内容を故意に偽って登録したことが判明したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者の登録の申し込み等)

第7条 空き家情報登録制度による利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「利用希望申込者」という。）は、仙北市空き家情報利用希望者（新規・継続）登録申請書（様式第2号）及び誓約書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 斡旋や仲介等を目的とした利用希望申込者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等の登録は認めない。

3 市長は、第1項の規定による登録の申し込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家利用希望者情報登録台帳（以下「利用希望者情報登録台帳」という。）に登録しなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者
- (2) その他市長が適当と認めた者

4 市長は、前項の規定による登録の可否の結果を、当該利用希望申込者に通知するものとする。

5 利用希望者情報登録台帳は、年度更新することとし、登録された年度の翌年度以降の登録を希望する利用希望申込者は、年度を超えるごとに第1項に定める申し込みをしなければならない。

(利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた利用希望申込者（この要綱において「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、登録事項変更等届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用希望登録者の抹消)

第9条 市長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的が第7条第3項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者情報登録台帳の登録の抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認められたとき。

(情報の公開)

第10条 空き家情報登録台帳に登録された情報は、次の方法で一般公開する。

- (1) 仙北市公式ホームページによる公開。ただし、ホームページでの詳細情報の公開を希望しない空き家登録者の物件についてはこの限りでない。
- (2) 総務部定住対策推進室での台帳閲覧による公開
- (3) 国や秋田県等地方公共団体のホームページ及び登録された情報を掲載することが有用と認められる情報媒体による公開

(情報提供等)

第11条 市長は、必要に応じて空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家情報登録台帳及び利用希望者情報登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等について、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 第4条第3項及び第7条第3項の規定による、登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、仙北市個人情報保護条例（平成17年仙北市条例第16号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。(平成19年仙北市告示第48号)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年仙北市告示第51号)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年仙北市告示第40-7号）

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。（平成27年仙北市告示第65号）